楽得マプリカード（電子マネー機能付きポイントカード）会員規約

本規約は、株式会社マツヤスーパー（以下「当社」という）が発行する楽得マプリカードに関する基本的事項を規定したものであり、全てのカードサービス（楽得マプリカード電子マネーサービス・楽得マプリカードポイントサービス）に共通して適用されます。なお、楽得マプリカードに付随する電子マネーサービスについては楽得マプリカード電子マネーサービス利用規約が、楽得マプリカードに付随する楽得マプリポイントサービスについては楽得マプリカードポイントサービス利用規約がそれぞれ適用されます。

第1条（定義）
本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。
(1) 会員とは、本規約内容を承認の上、所定の手続きを経て入会を申し込まれ、当社が入会を承認して、楽得マプリカードの発行を受けた個人のお客様をいいます。
(2) 楽得マプリカードとは、会員が電子マネーを管理および利用するため、またポイントサービスを受けるためのカードで、本規約末尾に記載されている楽得マプリマークを付したカードをいいます。
(3) 楽得マプリカードサービスとは、会員が楽得マプリカードの提示によって受けることのできる楽得マプリカード電子マネーサービスおよび楽得マプリカードポイントサービスをいいます。

第2条（楽得マプリカードの発行）
(1) 楽得マプリカードは各店サービスカウンターにて発行いたします。
(2) 楽得マプリカード発行後、会員は、所定の入会申込書に全ての必要事項をご記入の上、店内専用投函箱へ投函頂くか、インターネット上での専用登録フォームへの全ての必要事項の登録で、所定の期間後ポイントの交換利用が可能になります。
(3) 楽得マプリカード発行手数料として、100円（税込）を支払うものとします。
(4) 当社は理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。
(5) 紛失・盗難等、会員に帰責事由が存する理由による楽得マプリカード再発行の場合、当社所定の発行手数料100円（税込）を支払うものとします。

第3条（届出事項の変更）
住所、氏名、電話番号などの届出内容に変更があった場合、速やかに入会受付店舗へ申し出てください。

第4条（個人情報の管理・利用）
当社は、会員から申込等でご提供いただいた個人情報について、当社の個人情報保護方針に基づく必要な保護措置を講じて管理いたします。また、会員へのサービスの提供とサービス機能の強化を図る事を前提として、個人情報および楽得マプリカード利用履歴をブルーチップ株式会社（以下「ブルーチップ」という）へ提供します。会員は、当社およびブルーチップが以下に示す利用目的の範囲内で利用する事をあらかじめ同意いただくものとします。なお、以下に示す利用目的の範囲外で個人情報を利用する場合には、改めて利用目的を明示して、会員の同意をいただくものとします。
(1) 会員からの各種お問い合わせへの対応。
(2) 紛失、盗難等による楽得マプリカードの利用停止および再発行での本人確認等への対応。
(3) 商品、サービス、特典等をDM、メール、お電話等でご案内。
(4) ポイントとの商品交換申込みの際の発送先として利用。
(5) 会員のサービス利用動向分析、市場調査、商品開発等で、個人を特定しない統計　資料を作成。
(6) カードを含む取得物のご連絡。
(7) 国の機関または地方公共団体が法令の定める業務を遂行する事に協力する場合。
(8) システム全体の安全性の確保、および不適切な利用を防止する目的等で、楽得マプリカードの利用状況について調査、および情報収集。

第5条（楽得マプリカードサービスの利用ができない場合）
会員は次のいずれかの場合においては、その期間において、楽得マプリカードサービスを利用することができない事をあらかじめ承諾するものとします。
(1) 当社が楽得マプリカードサービスを提供するシステムに故障が生じた場合、およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
(2) 楽得マプリカードの破損、または当社の機器の故障、通信障害、停電、その他の事由による使用不能の場合。
(3) その他やむを得ない事由のある場合。

第6条（業務委託）
当社は、楽得マプリカードサービスに関する業務を円滑に行うために、その一部または全部を第三者に委託する事が出来るものとします。

第7条（反社会的勢力の排除）
(1) 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、知能暴力集団等の反社会勢力（以下「反社会勢力」という）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
(2) 当社は、会員が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、利用を停止することができ、当該残高は失効するものとします。また、当社はこれにより被った損失、損害、費用等の損害賠償を請求できるものとします。

第8条（通知の到達）
当社が会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所に宛て通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第9条（不正使用等の禁止）
会員は楽得マプリカードの偽造、変造、改ざん、その他の不正な方法による使用をすることはできません。会員が本規約に違反された場合、当社はその会員に対し楽得マプリサービスを終了できるものとします。

第10条（当社との紛議）
会員が楽得マプリカードサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当社との間で解決するものとします。

第11条（規約の変更）
(1) 当社は当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約、楽得マプリカード電子マネーサービス利用規約、及び、楽得マプリカードポイントサービス利用規約を変更することができるものとします。なお、当該告知後、楽得マプリカード電子マネーサービス、楽得マプリカードポイントサービスを利用した場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
(2) 前項の告知がなされた後、会員が楽得マプリカードを使用することなく1ヵ月が経過した場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第12条（電子マネー残高およびポイント残高の取扱い）
各利用規約に別段の定めがある場合を除き、楽得マプリカードを盗難・紛失等された場合の電子マネー残高およびポイント残高の取扱いについては、再発行後の楽得マプリカードにこれらを引き継ぐことでのみ対応し、換金または現金の払戻しはできないものとします。

第13条（免責事項）
(1) 第5条に定める理由およびその他の理由により、お客様が楽得マプリカードサービスを利用することができないことで当該お客様に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします（当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします）。
(2) 第2条に定める入会申込書もしくは登録フォームへの全ての必要事項のご記入、又は登録を行わず、会員情報に誤りまたは記載・入力不足があったことにより、盗難・紛失等による再発行後の楽得マプリカードに再発行前の楽得マプリカードの電子マネー残高あるいはポイント残高を引き継ぐことができなかったとしても、当社はその責任を負わないものとします。

第14条（合意管轄裁判所）
会員は、楽得マプリカードサービスに関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第15条（退会）
退会される場合には、入会受付店舗へカードを返却し、退会届をご記入の上、ご提出ください。退会された場合、カード内の楽得マプリ電子マネー残高、及びポイント残高は全て失効となります。

楽得マプリカードに付される楽得マプリマーク】

楽得マプリカード電子マネーサービス利用規約

第1条（目的）
本規約は、株式会社マツヤスーパー（以下「当社」という）が発行する楽得マプリカードの電子マネーサービスのご利用について規定するものです。会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）
本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。
(1) 楽得マプリカード電子マネーとは、当社が発行した電子マネーカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
(2) 楽得マプリカード電子マネーサービスとは、会員が当社に対し、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により楽得マプリカードにチャージされた楽得マプリ電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
(3) 楽得マプリカード電子マネー機能とは、楽得マプリカード電子マネーサービスを受けられる機能のことをいいます。
(4) チャージとは、第3条に定める方法により、会員が楽得マプリカードに楽得マプリカード電子マネーを加算することをいいます。
(5) 楽得マプリカード電子マネー残高とは、会員が利用可能な楽得マプリカード電子マネーの金額をいいます。

第3条（チャージ）
会員は、楽得マプリマークの掲示された当社所定の場所、方法にて楽得マプリカードに1,000円単位で繰り返しチャージできるものとします。1回当たりのチャージ額は1,000円以上40,000円までとし、1枚の楽得マプリカードに対して280,000円までチャージできるものとします。また、上記入金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします（以下、付与する金額を「プレミアム」という）。プレミアムは当社のキャンペーン等で会員のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。プレミアムは1枚の楽得マプリカードに対して20,000円以下と致します。1枚の楽得マプリカードに蓄積できる上限額はプレミアムを含め300,000円です。

第4条（楽得マプリカード電子マネーサービスの利用）
(1) 会員は当社で楽得マプリカード電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類、はがき、切手、印紙類、その他当社が別途定める一部商品について、利用が制限される場合があります。
(2) 会員が当社で楽得マプリ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、楽得マプリカード電子マネー残高から商品購入または提供金額の合計を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
(3) 会員は当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法と楽得マプリカード電子マネーを併用することができるものとします。楽得マプリカード電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
(4) 会員は楽得マプリカード電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される楽得マプリカード電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該楽得マプリカード電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第5条（楽得マプリカード電子マネー残高）
楽得マプリカード電子マネー残高は楽得マプリカード電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。ただし、照会に要する費用（電話料金及びインターネット利用料金）は会員のご負担となります。

第6条（楽得マプリカード電子マネー残高の有効期限、利用資格喪失後の残高取扱い）
(1) 会員は最後に楽得マプリカード電子マネーサービスを利用した日、または最後にチャージした日から3年後をもって自動的に楽得マプリカード電子マネーサービスの利用が出来なくなります。また、楽得マプリカードは電子マネー残高の有無によらず無効となり、残高の払い戻しはありません。
(2) 最後に楽得マプリカード電子マネーサービスを利用した日、および最後にチャージした日は当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。ただし、照会に要する費用（電話料金及びインターネット利用料金）は会員のご負担となります。

第7条（楽得マプリカード電子マネーの合算）
会員は当社が認めた場合を除き、楽得マプリカードの電子マネー残高を他の楽得マプリカードに移行することはできないものとします。

第8条（換金等不可）
第12条の場合を除き楽得マプリカード電子マネー残高の換金または現金の払戻しはできないものとします。

第9条（楽得マプリカードの破損、汚損、磁気不良時の再発行に伴う楽得マプリカード電子マネー残高の取扱い）
当社が認めて楽得マプリカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会された楽得マプリカード電子マネー残高は再発行された楽得マプリカードに引き継がれるものとします。この場合、自然劣化による磁気不良の再発行については無償で再発行致しますが、破損、汚損については会員に楽得マプリカード（電子マネー機能付きポイントカード）会員規約、第2条に定める発行手数料をお支払いいただく場合があります。

第10条（楽得マプリカードの紛失、盗難等）
(1) 紛失・盗難等により楽得マプリカードが再発行された場合、当社による楽得マプリカードの利用停止措置が完了した時点の楽得マプリカード電子マネー残高は再発行された楽得マプリカードに引き継がれるものとします。ただし、登録情報により本人照合確認ができた場合にのみ引き継がれるものとします。
(2) 会員が楽得マプリカードの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、楽得マプリカード電子マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
(3) 会員が紛失・盗難届出時に楽得マプリカード電子マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難された楽得マプリカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（当社との紛議）
(1) 会員が楽得マプリカード電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当社との間で解決するものとします。
(2) 前項の場合においても、会員は当社に対し楽得マプリカード電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第12条（楽得マプリカード電子マネーサービスの終了）
(1) 当社は次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、楽得マプリカード電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
　(1) 社会情勢の変化
　(2) 法令の改廃
　(3) その他、当社のやむを得ない都合による場合
(2) 前項の場合、法令に基づき会員は当社の定める方法により、楽得マプリカード電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

楽得マプリカードポイントサービス利用規約

第1条（目的）
本規約は、株式会社マツヤスーパー（以下「当社」という）が発行する楽得マプリカードのポイントサービスのご利用について規定するものです。会員は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条（ポイントサービス　及び　会員特典）
(1) 当社（テナント店を除く）でのお買物の際に、楽得マプリカード電子マネーでお買い上げいただいた場合、300円（税抜）につき1ポイントを付与します。
(2) 商品券その他の金券類・たばこ・市指定ごみ袋・店頭販売、その他当社が別途定める一部商品の購入では、ポイントは付与されません。
(3) 貯められたポイントは、500ポイント単位で、楽得マプリ電子マネー500円にポイント交換が可能です。また、貯められたポイント数に応じてブルーチップカタログ掲載の商品と交換することもできます。なお、商品交換の申込はインターネットでのみ受け付けております。

第3条（ポイントの有効期限）
ポイントの有効期限は、楽得マプリカードポイントサービスの最終ご利用日から1年間です。1年間を経過しますと累計ポイントは失効します。

第4条（楽得マプリカードポイントの合算）
会員は当社が認めた場合を除き、楽得マプリカードのポイントを他の楽得マプリカードに移行することはできないものとします。

第5条（楽得マプリカードの破損、汚損、磁気不良時の再発行等に伴うポイントの取扱い）
当社が認めて楽得マプリカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会されたポイントは再発行された楽得マプリカードに引き継がれるものとします。この場合、会員に楽得マプリカード（電子マネー機能付きポイントカード）会員規約、第2条に定める発行　手数料をお支払いいただく場合があります。

第6条（楽得マプリカードの紛失、盗難等）
(1) 紛失・盗難により楽得マプリカードが再発行された場合、当社による楽得マプリカードの利用停止措置が完了した時点のポイントは、登録情報により本人照合確認ができた場合にのみ再発行された楽得マプリカードに引き継がれるものとします。
(2) 会員が楽得マプリカードの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、ポイントを第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
(3) 会員が紛失・盗難届出時にポイントがある旨の申し出をしなかった場合、そのポイントが紛失・盗難された楽得マプリカードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条（楽得マプリカードポイントサービスの終了）
(1) 当社は次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、楽得マプリカードポイントサービスを全面的に終了することができるものとします。
　(1) 社会情勢の変化
　(2) 法令の改廃
　(3) その他、当社のやむを得ない都合による場合
(2) 前項の場合、貯められたポイントは失効となります。

楽得マプリカード（電子マネー機能付きポイントカード）ご相談窓口

【楽得マプリカードに関するお問合せ・ご相談窓口】
楽得マプリカード（電子マネー機能付きポイントカード）に関するお問い合わせ、登録情報に関する個人情報のお問合せ、ご質問またはご相談等は、下記までご連絡下さい。

株式会社マツヤスーパー
〒607-8088京都市山科区竹鼻地蔵寺南町9番地1
TEL 075-502-2525　10:00～18:00（年始を除く）

【楽得マプリカード専用ホームページ】
http://www.matsuyasuper.co.jp/mapuri/

カード番号の控えにご利用下さい。

88-748180-